

令和2年5月28日

在学生の皆様

学生支援課長

緊急事態宣言解除後の入構について(第1報)

緊急事態宣言解除後の本学の対応について(第1報)により、これまでの入構許可に新たな許可対象が加わりましたので、6月1日以降の入構は以下のとおりです。

1. 新たな入構許可の対象となる通知等

(1) 非対面授業の受講に支障がある場合

非対面授業の受講に支障がある学生を対象とした入構許可について(お知らせ)

<https://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/SOUMU/corona2020/hitaimen.shisyou0527.pdf>

(2) 対面授業実施について教員より連絡があった場合

対面授業等受講に係る留意事項について(改訂版)

https://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/SOUMU/corona2020/taimenjogyo_kaitei.pdf

※学生からの申請は不要

2. 上記以外でやむを得ず大学への入構が必要な場合

(1) 申請方法

以下の内容を記載して本件連絡先(service1@nara-edu.ac.jp)にメールしてください。

件名 【入構の申出】

① 学生番号・氏名

② 入構日時 ○月○日(○) ○時~○時

③ 用務先(○○研究室、○○実習室等、具体的に記入して下さい)

④ 理由

(2) 入構可能時間

平日 9時~17時

(3) 申出日

入構希望日の3日前の13時までに申し出ること。ただし、土日祝日は除きます。

(4) 許可された場合の入構方法

守衛室にて学生証と入構許可画面(許可時に受け取ったメールの画面やその画面を印刷したもの等、許可されたことがわかるもの)を提示し入構してください。

【本件連絡先】

学生支援課学生担当 service1@nara-edu.ac.jp